

矢巾町新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要

1 概要

矢巾町新型インフルエンザ等対策行動計画(以下、町行動計画)は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国が策定する新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下、政府行動計画)及び県が策定する岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下、県行動計画)を踏まえて策定するものです。

現町行動計画は平成26年(2014年)3月に策定し、平成29年(2017年12月)に一部改定したもので、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び町民の地域経済活動に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものです。

今般、国において新型コロナウイルス感染症対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指して、令和6年(2024年)7月に政府行動計画が抜本的に改定され、それを受けて令和7年(2025年)3月に県行動計画が改定されました。

本町においても町行動計画を改定し、今後、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる体制づくりを目指すものです。

2 主な改定のポイント

【1】時期区分の整理

- ・5期を対策項目ごとに3期(準備期、初動期、対応期)に再編

現計画	新計画
① 未発生期	①準備期(平時)
② 海外発生期から 県内未発生期	新型インフルエンザ等の発生に備え、予防や事前の準備を行う
③県内発生早期	②初動期
④県内感染期	国内外で発生を探知し、有事の体制に移行
⑤小康期	③対応期
	政府対策本部の設置後、国の基本的対処方針に基づき、対策を実施

【2】対策項目の見直し

- ・対策項目を整理し、「ワクチン」についての内容を充実
- ・対策項目毎に、【1】の時期区分を当てはめ、「準備期(平時)における対応」の内容を充実

現計画	新計画
①実施体制	① 実施体制
②サーベイランス・情報収集	② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
③情報提供・共有	③ まん延防止
④予防・まん延防止	④ ワクチン
⑤予防接種	⑤ 保健
⑥医療	⑥ 物資
⑦町民生活・地域経済の安定確保	⑦ 町民の生活及び町民の地域経済活動の安定の確保

対策項目	現計画	新計画（現計画に追加した事項）
①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県、近隣市町村、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取組を行う。 ・町対策本部を設置する 	<ul style="list-style-type: none"> ・有事に備え、関係機関と情報交換を始めとした連携体制を構築する。 ・有事に備え、平時からの職員の養成、訓練を実施する。
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・町広報、ホームページ等を利用し、発生前から適切に情報提供を行う。 ・情報を集約し、総覧できるサイトを開設する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民等が可能な限り、科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め必要な情報を把握し、共有する方法等を整理する。 ・偏見・差別等を抑止する啓発。 ・双方向のコミュニケーションの体制整備やコールセンター設置等の取組の推進
③まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・平時からのマスク着用・咳エチケット等や感染防止の知識を普及し、理解促進を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの感染が疑われる場合は相談センターや医療機関に連絡し、指示を仰ぐこと等対応について理解促進を図る。
④ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> 「予防接種」の項目に一部記載 ・特定接種及び住民接種を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平時から、有事における接種体制の構築に必要な人員、会場、資材等を整備する。 ・予防接種台帳システム等と国が整備したシステム基盤と連携しデジタル化が実現されるよう DX を推進する。 ・実際の接種実施方法について詳細に計画
⑤保健（新規）	<ul style="list-style-type: none"> 「医療」の項目に一部記載 ・在宅で療養する患者への支援を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県が実施する健康観察への協力を行う。 ・当該患者や濃厚接触者に対して、県が実施するサービスの提供・物資の供給に協力する。
⑥物資（新規）	<ul style="list-style-type: none"> 「町民生活及び地域経済の安定の確保」の項目に一部記載 ・物資及び資材の備蓄を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・物資の備蓄状況を定期的に確認する。（なお、備蓄については、災害対策基本法第 49 条の規定による備蓄と兼ねることができる。）
⑦町民の生活及び町民の地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・買占めや売り惜しみが生じないよう要請する。 ・県等からの火葬の要請に適宜協力する。 ・水の安定供給を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・有事の支援金等の交付等が迅速に行えるよう、平時から DX を推進し、適切な仕組の整備を行う。 ・まん延防止措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策を講じる。 ・長期休校の際、教育の継続に関する支援を行う。